# 「特別支援学校設置基準」制定

をうみだした

教育運動

1、設置基準運動の10年 2、「設置基準案」づくり 3、パブリックコメント応募 4、制定された設置基準 金 5、今後の課題ととりくみ

## 設置基準策定を 求める運動の 10年の経緯

#### これまでの運動と経過

#### 「設置基準の策定を求め豊かな障害児教育をめざす会」発足(2011年)

#### 「特別支援学校の設置基準の策定を求める請願署名」国会に提出

```
51.318筆
2012年
     署名数
                  要請署名として文科省に提出
2013年 署名数
           60.049筆
                  紹介議員23人
2014年
    署名数
           45.507筆
                  紹介議員37人
2015年 署名数
           64, 481筆
                  紹介議員47人
           63.657筆
2016年 署名数
                  紹介議員46人
2017年
     署名数
           78.104筆
                  紹介議員45人
2018年
     署名数
           66,991筆
                  紹介議員56人(10党会派)
2019年
     署名数
           65.815筆
                  紹介議員53人(6党会派)
2020年
    署名数
           78. 184筆
                  紹介議員63人(7党会派)
2021年
     署名数
           77.472筆
                  紹介議員69人(7党会派)
```

計65万1,578筆

#### 国会で私たちが要請した議員が相次いで質問

2010年4月21日 宮本たけし議員(日本共産党)衆議院文部科学委員会

2015年3月10日 斉藤和子議員(日本共産党)予算委員会第4分科会

2015年3月10日 八木哲也議員(自由民主党)予算委員会第4分科会

2016年2月25日 本村伸子議員(日本共産党)予算委員会第4分科会

2016年4月14日 田村智子議員(日本共産党)参議院文教科学委員会

2018年12月6日 山本太郎議員(自由党) 参議院文教科学委員会

2019年3月25日 山下芳生議員(日本共産党)参議院予算委員会

カーテン教室、パニックになる生徒の状況を訴え

→元安倍首相「この現状を放置する考えは全くございません」

#### 2020年度の国会審議

#### 7月22日

- ●畑野君枝議員 (日本共産党)
  - →文科大臣「設置基準のあり方について検討を進めている」

#### 11月17日

- ●上野通子議員(自由民主党)
  - →小学校の設置基準では既存校が適用しないことができる規定
  - →副大臣) 既存の学校の教育環境を改善していく必要がある。
- ●横沢高徳議員(立憲民主党)
  - →「現場の声、当事者の声を」 →文科大臣) しっかり聞く
- ●山下芳生議員(日本共産党)
  - →「設置基準は必要」と文科大臣として初めて回答 設置基準は深刻な教育環境を改善する目的とするでよいか
  - →文科大臣) 教室の転用を前提とする設置基準を考えてはいない 大規模化は成長発達に悪影響
  - →文科大臣) 適正規模で先生方の目が行き届くのが望ましい 既存校への適用は
    - →文科大臣) 財政的なことも含めて期間を決めて用意ドンでやらないと自 治体のインセンティブが発揮できない。

・2019年8月まで 文科省は 「特別支援学校は障害種が 様々なので、障害種に合わせた 柔軟な対応ができるよう設置基 準は設けていない」

8年間変わらない回答を繰り返してきた。

## 変化のきざし

2019.11.25の障全協(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会)の文科省交渉

「教室不足調査を行っており集計中なので、その結果も踏まえ、設置 基準の妥当性も含めて検討したい」

2020.7月の「めざす会」文科省要請「具体的な検討を始めている」

## 設置基準が作られるかも・・・



## 「私たちが求める 設置基準案」 づくりのとりくみ

# 全国の保護者、教職員らに呼びかけ

- たった1か月で数百の意見
- ◇「障害種別部会」検討
- ◇大学の研究者の先生方との

検討

#### 特別支援学校設置基準案

「特別支援学校の教育環境を改善するため」の 私たちが求める設置基準



2021年1月 全日本教職員組合障害児教育部

## 第二章 学校の規模

- 第二条 特別支援学校の児童生徒数の上限を100人以下とする。
- 2 知的障害特別支援学校の児童生 徒数の上限を150人以下とする。
- 3 複数の障害種を併置する学校においても、合計の児童生徒数の上限は同じとする。

### 第三章 編制

(一学級の児童生徒数)

#### 第三条

- 一学級の幼児児童生徒数は、幼稚部は 3人、小学部・中学部は5人、高等部 (専攻科を含む) は7人とする。(重度)重 複障害学級※は3人。訪問学級は3人。 院内学級は3人とする。
- 2 複数の障害種を併置する学校は、障害 種ごとに区分して学級編制を行う。

## (教諭の数等)

## 第五条

特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、

ー学級当たり2人以上とし、児童 生徒の指導に当たるものとする。



特別支援学校には、学級に配 置する教諭とは別に、養護をつ かさどる養護教諭又は養護助教 論、特別支援教育コーディネー ター、自立活動、進路指導、就 学支援相談等にあたる教諭を置 かなければならない。

- 4 特別支援学校には、栄養士、司書教諭、 看護教諭、実習教員、介助支援員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床 心理士、スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー、手話通訳者など を、学部や障害種によって必要な職員を 配置しなければならない。
- 5 それぞれの<mark>部門ごとに</mark>2項、3項の教 諭などを配置しなければならない

#### 第四章 施設及び設備

(一般的基準)

#### 第六条

特別支援学校の位置は、教育上適切で、通学の際安全な環境にこれを定めなければならない。児童生徒の健康・安全のため、家庭から学校までの通学時間が、

29-1しパス

1時間以内となるような位置に 学校を設置しなければ ならない。

#### (校舎に備えるべき施設)

**第九条** 校舎には、次に掲げる施設及び設備を備え、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。なお、一から九までは<mark>原則学部ごとに</mark>設置しなければならない。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)<mark>特別教室は別表2に定める。</mark>
- 二 図書室
- 三 自立活動室
- 四 プレイルーム、または多目的室
- 五 更衣室
- 六 視聴覚室
- 七 処置室(ケアルーム)
- 八 多機能トイレ、シャワー設備
- 九 教材保管庫
- 十 プール
- 十一 保健室
- 十二 給食施設(厨房と食堂)
- 十三 放送室
- 十四 スクールバスデッキ(屋根付き)、送迎用駐車場
- 十五 エレベーター
- 十六 教育相談室、または地域支援室
- 十七 会議室、印刷室、
- 十ハ 職員室、事務室、介助員室、技能員室
- 十九 PTA関連室、保護者控室
- 二十、スクールバス職員専用室、清掃業務職員控室







## (その他の施設) 第十条

特別支援学校に は、校舎及び運動 場のはか、体育館 および<mark>寄宿舎</mark>を備 えるものとする。

## 附則 抄 (施行期日等)

1 この省令は、○年四月一日から施行する 施行の際現に存する特別支援学校の施設及 び設備については、当分の間、従前の例によ ることができるが、<mark>施行後2年以内をめどに</mark> すみやかに各自治体が「特別支援教育環境整 備計画 | を策定し、その後5年以内に学校増 設を行い、すべての学校が<sup>基準にあてはまる</sup> よう環境の改善をはからなければならない。

#### (3) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

	小学校		中学校			特別支援
特別教室の	理科教室、生活教	文室、	理科教室、	音楽教室	臣、	規定なし
種類	音楽教室、図画コ	_作	美術教室、	技術教室	Ē,	
	教室、家庭教室、	外	家庭教室、	外国語教	效室、	
	国語教室、視聴覚	1	視聴覚教	室、二	レン	
	室、コンピュータ	ヲ教	ピュータ教	(室、図書	雪室、	
	室、図書室、特別	刂活	特別活動室	医、教育林	目談	
	動室、教育相談室		室、進路資	料・指導	室	
適正な学校	おおむね12学級から18学級					規定なし
規模						
通学距離	4km以内	以内	人内			





特別教室

理科教室、音楽教室(学部ごと)、図画工作室(小学部)、美術室(中学部・高等部)、家庭教室、調理室(学部ごと)、コンピューター室 準ずる教育課程に対応した小中学校、高校にある特別教室

#### 学校種ごと備えるべき施設、設備

#### <視覚障害校>

- ・盲導犬の待機場所、警備員室
- ・誘導ブロック、点字ブロック
- ・防犯ブザー
- · 乳幼児教育相談室
- ・学校周辺の点字ブロック
- · 職業訓練施設、設備

#### <聴覚障害校>

- ・聴力測定室、補聴器調整室
- · 乳幼児教育相談室、通級指導教室
- ・チャイムの代用ランプ
- ·校内字幕放送設備
- ・集団補聴システム
- ・緊急地震速報等に対応した 警報フラッシュランプ

#### <病弱特別支援学校>

・屋内温水プール

#### <肢体不自由校>

- 車イスを置くスペース
- ・身障者用トイレ(車イスで入れ 各個室ベッド完備)
- ・屋内温水プール
- 2 F以上の場合は、屋内・屋外 スロープ

#### <知的障害校>

- ・職業教育に必要な作業室
- ・クールダウンのためのスペース

#### <寄宿舎>

- ・生活居室、浴室、多機能トイレ
- ・職員室
- ・厨房、食堂
- ·学習室、談話室、多目的室、
- ・プレイルーム、舎庭、静養室
- ・生活実習室

# ピーパブリックコメント

応募のとりくみ

## 2021年5月に国の「設置基準案」公表

 $\downarrow$ 

## パブリックコメント応募のとりくみ

全国の「特別支援学校の環境を改善したい!」という思いが結集!

- ·保護者·OB·OG·研究者
- ·教職員(学校·支援学級·高校·管理職)





# パブコメ応募総数 606

## パスコメで応募された「意見」

### く学校の適正規模について>

○子ども達目線、集団づくりの観点から、特別支援 学校の障害種に応じた適正規模を勘案して、定めて いただきたい。少なくとも教職員が把握しきれない 数を子ども達が把握できるとは思えません。全校集 団や学部集団を子どもたちにとって有意義な集団に していくためにも、全校児童生徒数の 上限[|50名程度]は絶対に必要。

## く教室の規定>

- ○2学級が | 教室を使用していることが多い状況です。「 | 学級 | 教室」と明記して。
- ○カーテンなどで仕切って | 教室を2教室として使っています。これらは改善されなければなりません。そのためには、 | 教室の最低限の広さを設置基準で示すべきと考えます。
- ○極端に狭い空間など、教育活動にふさわ しくないところは「教室」と認めないと いう基準を示してください。

### く寄宿舎について>

- ○家庭でなかなか生活を送ることが難しく施設から登校する子どもたちもいます。仲間集団での生活が意図的に組織され、そこに専門性のある指導員がいて必要な働きかけがあることで、子どもたちは本当の意味で自立を身に付けていくところに寄宿舎の大きな教育的な価値があると思います。 寄宿舎の設置をあらためて設置基準にも位置づけることを求めます。
- ○災害時に福祉避難所となります。 日常的に生活や宿泊の基本ができる 寄宿舎の設置は大変有効です。

## <分校・分教室>

○他の校種の学校の余裕校舎や教 室を利用した、分校・分教室につ いては院内学級など限定したもの を除いては、設置については賛同しかねま す。現存している分校、分教室は教育条件 の劣悪さ、教育課程自主編成の困難さを訴 えている状況がほとんどです。インクルー シブ教育は別の形態での実現を求めます。

## 9月24日に制定された 「特別支援学校 設置基準」の 課規

## 学校設置基準

1948年 1956年 " 2002年 "

2004年

高等学校設置基準 幼稚園設置基準 大学設置基準 小学校設置基準 中学校設置基準 高等学校設置基準

改定→横並でぶる

## そもそも 設置基準とは

・ 学校教育法(第三条)「学校の設置基準」

「設置者は文部科学大臣の定める設置基準に従い、これを設置しなければならない」

- 学校設置基準
- (一学級の人数、一学級の教員数、 校舎に備えるべき施設)
- 学校教育法施行規則 (学級数人標準、学級の編制)
- 義務標準法, 高校標準法 (学級数に基づいた教職員数)
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に 関する法律施行令(特別教)の種類、道学、面積)

# 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」

	小学校	中学校	特別支援
特	理科教室、生活教室、音楽	理科教室、音楽教室、美術	
別	教室、図画工作教室、家庭	教室、技術教室、家庭教室、	
教	教室、外国語教室、視聴覚	外国語教室、視聴覚教室、	
室	教室、コンピュータ教室、	コンピュータ教室、図書室、	規定なし
の	図書室、特別活動室、教育	特別活動室、教育相談室、	
種	相談室	進路資料・指導室	
類			
通字	4km以内	6km以内	規定なし

#### ①制定された設置基準

- (i)施行期日
- ◆令和4年4月 日から施行 (「学科の制定」の規定が施行)

◆令和5年4月1日から 「編制並びに施設及び設備」の施行

- ②制定された内容
- □一学級の幼児、児童又は生徒の数

「幼稚部の学級編制は5人。 さらに重複障害学級は3人」 と規定されたことは前進。 □学校に備えるべき施設 教室(普通教室、特別教室)、 図書室、 自立活動室 (教室と自立活動室は兼用してもよい)

#### (校舎に備えるべき施設)

**第九条** 校舎には、次に掲げる施設及び設備を備え、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。なお、一から九までは<mark>原則学部ごとに</mark>設置しなければならない。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)<mark>特別教室は別表2に定める。</mark>
- 二 図書室
- 三 自立活動室
- 四 プレイルーム、または多目的室
- 五 更衣室
- 六 視聴覚室
- 七 処置室(ケアルーム)
- 八 多機能トイレ、シャワー設備
- 九 教材保管庫
- 十 プール
- 十一 保健室
- 十二 給食施設(厨房と食堂)
- 十三 放送室
- 十四 スクールバスデッキ(屋根付き)、送迎用駐車場
- 十五 エレベーター
- 十六 教育相談室、または地域支援室
- 十七 会議室、印刷室、
- 十ハ 職員室、事務室、介助員室、技能員室
- 十九 PTA関連室、保護者控室
- 二十、スクールバス職員専用室、清掃業務職員控室





#### 3 設置基準に盛り込まれなかったもの

- ◆児童・生徒数の上限規定
  - → 過大校の問題は解消しない
- ◆教諭の数は一学級あたり2名以上
  - → | 名のまま
- ◆備えるべき特別教室などの施設
  - →設置者判断になっている
- ◆通学時間の上限規定 → なし
- ◆既存校への速やかな適用と適用猶予 年限など →なし

# 5

# 今後のとりくみ



- 31,「設置基準」を生かして 既存校の改善を 32,「設置基準」をよりよく改善 32、学校増ねそう」
- 第3,学校増やそう!
  「実効ある整備計画を自治体に」
- 34,国の補助率引き上げを!

#### 1,「設置基準」を生かして 既存校の改善を

「校舎面積」充足率の調査

図書室や自立活動室の 未設置状況調査

#### 2,「設置基準」をよりよく改善

☆児童・生徒の上限規定や、 特別教室等の障害種ごとの種類 の明記、既存校への適用猶予年 限などを求めていく。 ☆「私たちが求める設置基 準案」を運動の羅針盤に

#### 3, 学校増やそう! 「実効ある整備計画を」

「集中取組期間」(2020年から2024年までの5年間)の延長と実効ある「集中取組計画」 策定を推進させるとりくみ

- ・実効ある「集中取組計画」になるよう各地のとりくみを。
- ・計画の遂行のための国の支援を。

### 4, 国の 補助率引き上げを!

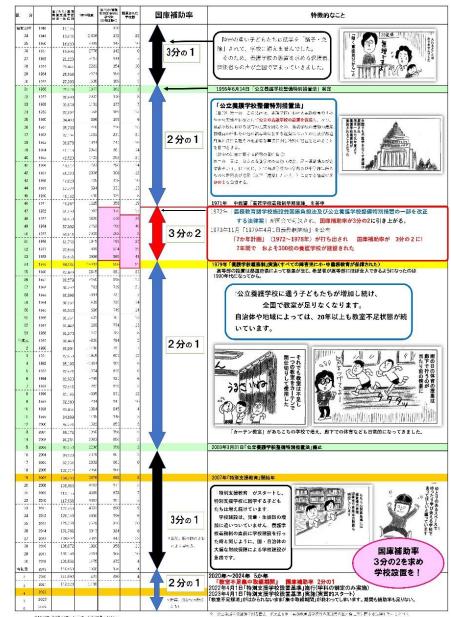


### 公立養護学校整備特別措置法 (1956年制定~2003年廃止) 国として養護学校の設置促進

1979年の養護学校義務制実施に先立って、学校の設置が社会的に求められた。

## 国庫補助率 3分の2 (1972年~1978年 7か年)

#### <公立特別支援学校設置の国庫補助率の推移と学校建設数>



※15/2年(昭和47年)長年は、年間は含まれない。

下三分(会などで整位が行われています。 後国立・弘立の補助率は表がります。

(イナスト 光切、一株 人の別支援学校教員)

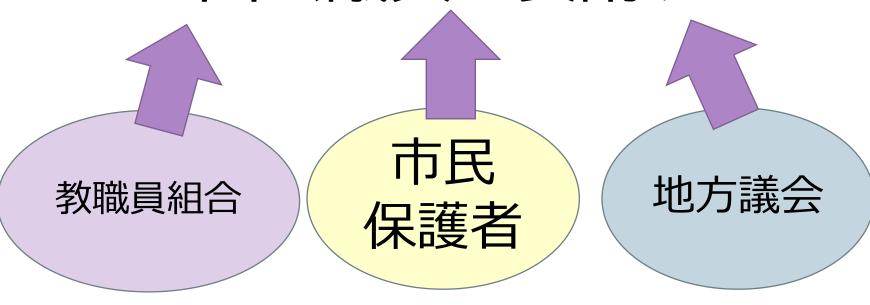
## たった 7年間で

## \*\*300校

(しかもほとんどが既存校の改修でなく、新設校)

# 国庫補助率の引き上げ等による新設促進を求める運動

・全国会議員に要請する。



LE

#### 令和元年度 公立特別支援学校の教室不足調査結果

(文部科学省)

	児	童生徒	等の増	加に伴う	一時的	な対応	をしてし	ハる教旨	整数			月1日現在
都道府県名	仮設建物 借用教室	特別 教室 の転用	管理諸室 の転用	教室の 間仕切り	体育館・ 廊下等の 間仕切り	倉庫・準備 室等の転用	その他の対応	①~⑦ の合計 (*)	(*) のうち今 後整備する 必要があると 考える室数	新たに 整備を 希望する 室数	不足 教室数	(A)+(B) の うち令和 年度まで 解消が計 されてい 室数
	1	(2)	3	4	(5)	6	7		(A)	(B)	(A) + (B)	1000000
北海道	0	73	10	18	0	1	19	121	112	0	112	1
青森県	0	40	9	18	0	3	12	82	39	0	39	
岩手県	12	63	17	14	0	5	28	139	20	24	44	
宮城県	90	13	5	12	2	0	8	130	28	26	54	
秋田県	2	5	4	5	0	2	13	31	2	0	2	
山形県	3	8	3	8	0	1	0	23	6	11	17	9
福島県	49	57	2	94	0	1	20	223	36	19	55	
茨城県	28	69	7	58	10	11	0	183	105	0	105	
栃木県	0	79	0	35	0	0	0	114	114	0	114	
群馬県	7	49	5	18	3	3	0	85	3	26	29	
埼玉県	12	142	21	21	3	23	462	684	187	0	187	
千葉県	13	64	4	44	10	6	58	199	114	79	193	
東京都	324	406	231	212	0	62	139	1, 374	201	5	206	
神奈川県	19	116	33	373	16	17	27	601	130	83	213	
新潟県	12	19	11	43	2	5	20	112	42	13	55	
富山県	0	8	3	5	0	0	0	16	4	0	4	
石川県	0	11	1	7	0	0	21	40	3	0	3	7
福井県	0	3	1	5	0	2	0	11	6	3	9	
山梨県	0	19	2	3	0	3	24	51	37	2	39	
長野県	7	43	8	15	8	8	356	445	26	18	44	
岐阜県	21	23	4	16	0	2	93	159	65	15	80	6
静岡県	36	74	7	121	4	6	1	249	115	81	196	-
愛知県	7	89	3	34	12	7	38	190	85	0	85	
三重県	0	28	4	32	0	9	3	76	52	28	80	
滋賀県	1	47	11	18	2	16	23	118	33	26	59	-
京都府	21	22	9	9	2	2	0	65	22	1	23	
大阪府	0	94	17	27	7	23	26	194	12	23	35	
兵庫県	71	46	8	39	10	4	20	180	80	57	137	
7000000	0	26	7	20	10	1	0	55	14	0	14	
奈良県	2	19	2	15	3	5	20	66	49	32	81	
和歌山県	2				0	0		- 77	3		-	
鳥取県	0	13	0	6	5		0	11	4	10	13	
島根県		00000	1		2	1 3	2	27 79		13 5	17 25	
岡山県	31	22		16	0		9		20			-
広島県	24	28	10	30	- 000	9	- 22	110	62	13	75	-
山口県	18	2	37	46	1	5	23	132	63	12	75	
徳島県	0	14	3	0	1	1	4	23	23	2	25	
香川県	0	11	0	13	0	3	53	80	18	3	21	
愛媛県	0	- 1	1	17	0	0	18	37	35	0	35	
高知県	6	7	1	5	2	1	0	22	0	0	0	
福岡県	48	31	13	16	2	7	81	198	120	19	139	
佐賀県	6	16	1	3	0	2	1	29	23	0	23	
長崎県	1	12	0	27	0	1	18	59	3	0	3	
熊本県	44	70	8	14	1	2	60	199	128	115	243	
大分県	2	10	2	13	1	6	24	58	43	10	53	
宮崎県	20	7	5	8	0	7	7	54	19	22	41	
鹿児島県	2	9	10	27	0	1	3	52	12	10	22	
沖縄県	3	10	3	10	4	1	4	35	7	31	38	
全国	944	2, 022	545	1, 594	114	278	1, 724	7, 221	2, 325	837	3, 162	4



### 「実効ある設置基準策定を求め る請願署名」

さらに広めるとりくみ他団体、関連団体へ

○「設置基準」や「通知文」を勝ち取ったものとして、生かしていく

〇保護者とともに要求実現運動を



#### 「発達保障」「学習権保障」のために

障害のある子どもたちにも 「当たり前に教室・特別教室を」 という教育運動は 「設置基準がある時代」を迎え 新たな運動をすすめています



# おわり